

入札説明書

【最低価格落札方式】

業務名称：JICA 関西 体育館天井改修工事に係る
監理業務

- 第 1 入札手続
- 第 2 業務仕様書
- 第 3 経費に係る留意点
- 第 4 契約書（案）
- 第 5 様式集
- 別冊 図面及び工事工程表（参考）

2021 年 1 月 15 日
独立行政法人 国際協力機構
関西センター

第1 入札手続

本件に係る入札公告に基づく入札については、この入札説明書によるものとします。

1. 公告

公告日 2021年1月15日

2. 契約担当役

関西センター 契約担当役 所長

3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：JICA 関西 体育館天井改修工事に係る監理業務
(一般競争入札(最低価格落札方式))

(2) 業務仕様：「第2 業務仕様書」のとおり

(3) 業務履行期間(予定)：2021年3月中旬から2021年3月下旬まで

(注) 本公示は、令和2年度第3次補正予算の成立を前提としています。
また併せて、日本政府による当該予算の繰越承認を前提としています。
繰越承認がなされた場合は、履行期間を2021年3月中旬から2022年1月下旬までとします。

4. 担当部署等

(1) 書類等の提出先

入札手続き窓口、各種照会等及び書類等の提出先は以下のとおりです。なお、本項以降も必要な場合にはこちらが連絡先となります(以降の文中で参照先にしています)。

〒651-0073 兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通1-5-2 独立行政法人国際協力機構 関西センター 総務課 【電話】078-261-0341 【FAX】078-261-0342 【メールアドレス】 Hotta.Momoko@jica.go.jp , 及び Koroki.Koichiro3@jica.go.jp

(2) 書類授受・提出方法

・郵送等による場合：(1) 宛

簡易書留、レターパック等、配達業者発行の受付記録が残る方法に限ります。

- ・持参の場合：同センター受付にて担当者呼び出ししてください。
受付時間は、土日・祝日を除く毎日、10時から17時まで(12:30から13:30を除く。)となります。
- ・メールによる提出の場合：(1)のメールアドレス宛
メールによる場合は、当機構は圧縮ファイルの受信ができませんので、
圧縮せず送信ください。なお、Word、Excelに限ります。当機構で受信でき
なかった場合は、担当者からご連絡いたします。

※入札説明書の一部個別配布

「別冊 図面」及び工事工程表(参考)は、個別配布します。

1) 配布方法：ギガポット(大容量ファイル送受信システム)

2) 配布申請方法：

期限：2021年1月29日(金)17時まで(必着)

提出物：

ア) 機密保持誓約書(第5 様式集 様式4)＝所定の項目に記入押印して持参、郵送、若しくはメールにて提出ください。

イ) 担当者氏名、電話番号、電子メールアドレスを任意の書式で添付ください。

3) 宛先：4.(1)参照

5. 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(業務従事者を提供することを含む。以下同じ。)となることも認めません。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法(平成14年法律第154号)または民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申立てを行い、更生計画または再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程(平成20年規(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者。

具体的には、以下のとおり取扱います。

- a) 競争参加資格確認申請書の提出期限日において上記規程に基づく資格停止期間中の場合、本入札には参加できません。
- b) 資格停止期間前に本入札への競争参加資格確認審査に合格した場合でも、入札執行時点において資格停止期間となる場合は、本入札には参加できません。
- c) 資格停止期間前に落札している場合は、当該落札者との契約手続きを進めます。

(2) 積極的資格制限

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

- 1) 国土交通省近畿地方整備局の平成31・32年度「測量・建設コンサルタント等業務競争参加資格」のうち業務区分「建築関係建設コンサルタント業務」の資格を得ていること。
- 2) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録を行っていること。
- 3) 近畿圏内に本社又は支店又は営業所があること。
- 4) 過去10年以内に、元請けとして延床面積3,000㎡以上の建築物における建設業法に規定する建設工事の業種「建築一式工事」の設計・監理業務を1件以上、かつ特定天井工事の設計・監理業務を1件以上請負った実績を有すること。（新築・改修いずれも可とする。）。（いずれも契約書（写）等で受注実績の確認できるものを提出すること。）
- 5) 工事監理業務の委託者選定及び改修工事の施工者選定に係る組織と資本面又は人事面において関係がない者であること。なお、「資本面において関係がある者」とは、総株主の議決権の100分の50を超える議決権を有し、またその出資の総額の100分の50を超える出資を行っている者をいい、「人事面において関係ある者」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。
- 6) 工事監理業務の管理技術者（以下「管理技術者」という。）として、一級建築士の資格を有する者を配置すること。なお、配置する管理技術者は、5)の管理業務の実績を有し、直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者で競争参加資格提出日において雇用期間が3ヵ月以上経過している者に限る。
- 7) 「JICA 関西体育館天井改修工事に係る設計業務」を行った入札参加者については、設計業務における管理技術者とは別の者を管理技術者とする。

(3) 共同企業体、再委託について

- 1) 共同企業体

共同企業体の結成を認めません。

2) 再委託

- a) 再委託は原則禁止となりますが、一部業務の再委託を希望する場合は再委託予定業務内容、再委託先企業名等を記述してください。
- b) 再委託の対象とする業務は、本件業務全体に大きな影響を及ぼさない補助的な業務に限ります。
- c) 当機構が、再委託された業務について再委託先と直接契約を締結することや再委託先からの請求の受理あるいは再委託先へ直接の支払いを行うことはありません。
- d) なお、契約締結後でも、発注者から承諾を得た場合には再委託は可能です。

(4) 競争参加資格の確認

競争参加資格を確認するため、4) を提出してください。

- 1) 提出期限：2021 年 2 月 17 日（水）正午まで
- 2) 提出場所：「4. (1) 書類等の提出先」参照
- 3) 提出方法：郵送、持参、又はメール（郵送、メールの場合は上記の提出期限までに到着するものに限る）
- 4) 提出書類：
 - a) 競争参加資格確認申請書（様式 1。）¹
 - b) 国土交通省近畿地方整備局の平成 31・32 年度「測量・建設コンサルタント等業務競争参加資格」のうち業種区分「建築関係建設コンサルタント業務」の資格審査通知書（写）
 - c) 下見積書（「6. 下見積書」参照）²
 - d) 5. (2) の 2)、3)、4)、6) を証する書類
- 5) 提出場所：上記 4. 参照
- 6) 提出方法
郵送、持参又はメール（郵送及びメールの場合は 1) 提出期限までに到着するものに限る。）
メールによる場合は、当機構は圧縮ファイルの受信ができませんので、圧縮せず送信ください。なお、当機構で受信できなかった場合は、担当者からご連絡いたします。
- 7) 競争参加資格の確認結果
2021 年 2 月 25 日（木）までに電子メールにて通知します。2021 年 2 月 25 日（木）までに結果が通知されない場合には、上記 4. までお問い合わせください。

1. 新型コロナウイルスの感染防止による在宅勤務などで引き続き出社できない場合には押印はなくても可とします。

2. 新型コロナウイルスの感染防止による在宅勤務などで引き続き出社できない場合には押印はなくても可とします。

6. 下見積書

本競争への参加希望者は、競争参加資格の有無について確認を受ける手続きと共に、以下の要領で、下見積書の提出をお願いします。

下見積書には、商号又は名称及び代表者氏名を明記し、押印してください。

- (1) 様式は任意ですが、金額の内訳を可能な限り詳細に記載してください。
- (2) 消費税及び地方消費税の額（以下「消費税額等」）を含んでいるか、消費税額等を除いているかを明記してください。
- (3) 見積書提出後、その内容について当機構から説明を求める場合があります。
- (4) 提出期限、提出方法、提出場所は「4. 競争参加資格の確認」と同じです。

7. 業務内容説明会の開催

競争参加希望者に対し、具体的工事内容、業務内容を理解して頂くために、業務内容の説明会を以下のとおり開催します。

- (1) 開催日時
2021年1月21日（木）午前11時30分から約1時間
- (2) 開催場所
独立行政法人国際協力機構 関西センター 3階 セミナールーム31
〒651-0073 兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通1-5-2
- (3) その他
 - 1) 説明会への参加希望者は、2021年1月20日（水）正午までに電子メール（宛先は上記4.（1）参照）にて、社名及び参加者氏名を連絡願います。メールタイトルは以下のとおりとしてください。
【説明会出席希望】：【業務名称：JICA 関西 体育館天井改修工事に係る監理業務】
 - 2) 当日説明会場では本件入札説明書の交付はしませんので、必ず事前に入手の上、持参してください。
 - 3) 参加は一社あたり2名を上限とします。
 - 4) 当日の急な参加はご遠慮願います。
 - 5) 説明会への参加は競争参加資格の要件とはしません。説明会に出席していない者も競争への参加が可能です。

8. 入札説明書に対する質問

業務仕様書の内容等、この入札説明書に対する質問がある場合は、次に従い書面により提出してください。

- (1) 提出期限：2021年2月1日（月）正午まで
- (2) 提出方法
電子メール（宛先は上記4.（1）参照）
メールタイトルは以下のとおりとしてください。

【入札説明書への質問（社名●●）】「JICA 関西 体育館天井改修工事に係る監理業務」

- ・社名、担当者名、電話番号、電子メールアドレスを記載。
- ・質問は、表形式で「該当頁」「該当項目」「質問」を記載。
- ・添付ファイルについては、当機構では圧縮ファイルの受信ができませんので、圧縮せずに送信ください。なお、Word、Excel に限ります。
- ・当機構より電子メールを受信した旨の返信メールをお送りします。

注) 公正性・公平性等確保の観点から、電話等口頭でのご質問は、原則としてお断りしていますのでご了承ください。

(3) 質問への回答方法

質問に対する回答書は、2021年2月9日（火）16時までに以下の機構ウェブサイト上に掲載します。

なお、質問がなかった場合には掲載を省略します。

国際協力機構ホームページ (<https://www.jica.go.jp/index.html>)

→ 「調達情報」

→ 「公告・公示情報」

→ 「各国内拠点（JICA 研究所を含む）における公告・公示情報」

→ 「各国内拠点（JICA 研究所を含む）における公告・公示情報－工事、物品購入、役務等－（2020年度）」

→ 「JICA 関西」

(<https://www.jica.go.jp/chotatsu/domestic/koji2020.html#kansai>)

回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認ください。入札金額は回答による変更を反映したものとして取り扱います。

9. 入札執行（入札会）の日時及び場所等

(1) 日時

2021年3月5日（金） 午後2時00分から

(2) 場所

独立行政法人国際協力機構 関西センター 3階 セミナールーム32
〒651-0073 兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通1-5-2

注) 入札会会場の開場時刻：開場は、入札会開始時刻の5分前となります。

1階受付前にて待機いただき、同時刻になりましたら入室してください。入札執行開始時刻に間に合わなかった者は入札会（入札執行）に参加できません。

- (3) 入札会には、代表者若しくは代理人（委任状を要す。）の参加を求めます。
- (4) 必要書類等：入札会への参加に当たっては、以下の書類等をご準備ください。
- 1) 委任状 1通（様式2。代表権を有する者が出席の場合は不要。）
 - 2) 入札書 1通（様式3。要封入。）
 - 3) 入札書予備 2通（再入札を行う場合に必要。）
 - 4) 印鑑、身分証明書：
入札会場で書類を修正する必要がある場合に、委任状に押印したものと
同じ印鑑が訂正印として必要になりますので、持参して下さい。
なお、代表権を有する者が出席の場合は、社印又は代表者印に代えて同人
の個人印を訂正印として使用することを認めますが、本人であることの確
認のため、身分証明書等の提示を求めることがあります。
- (5) 再入札の実施
すべての入札参加者の応札額が機構の定める予定価格を超えた場合は、その
場で再入札を実施します。
再入札に参加する（再入札に係る入札書を提出する）者は、上記の委任状に
より再入札に参加する権限が委任されていることと押印された入札書が必要と
なりますので、ご注意ください。
- (6) その他
入札会場で書類を修正する必要がある場合に、以下の手続きが必要となり
ますので、ご注意ください。
- 1) 代理人が参加する場合、委任状に押印したものと同一印鑑が訂正印として
必要になりますので、持参してください。
 - 2) 代表権を有する者が参加の場合は、修正箇所、社印または代表者印に
代えて同人の個人印を訂正印として使用することを認めますが、代表権
者本人であることの確認のため、身分証明書の提示を求めることがあり
ます。

10. 入札書

- (1) 持参とし、郵送又は電送による入札は認めません。
- (2) 入札書は入札件名、入札金額を記入して、次のいずれかの方法により記名捺印し、封入のうえ、入札事務担当者の指示に従い入札箱に投入してください。
 - 1) 代表権を有する者自身による場合は、その氏名及び職印（個人印についても認めます）。
 - 2) 代理人を定める場合は、委任状を提出のうえ、法人の名称又は商号並びに代表者名及び受任者（代理人）名を記載し、代理人の印（委任状に押印したものと同一印鑑）を押印することで、有効な入札書とみなします。
 - 3) 委任は、代表者（代表権を有する者）からの委任としてください。
- (3) 入札価格の評価は、「第2 業務仕様書」に対する総価（円）（消費税等額を

除いた金額)をもって行います。

- (4) 入札金額は円単位で記入してください。記入に際しては、桁取り誤り、宛先(発注者名)の記入ミス等に十分注意して応札してください。なお、千止めではありませんので端数(1円単位)までご記入ください。

例：123,456,789円⇒123,456,789円で入札してください。

- (5) 入札価格の評価は、「第2 業務仕様書」に対する総価(円)(消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額)をもって行います。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とします。

- (7) 入札者は、一旦提出した入札書を引換、変更または取消すことが出来ません。
(8) 入札者は、入札公告及び入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ入札書を提出したものとみなします。
(9) 入札保証金は免除します。

1 1. 入札書の無効

次の各号のいずれかに該当する入札書は無効とします。

- (1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
(2) 入札書の提出期限後に到着した入札
(3) 委任状を提出しない代理人による入札
(4) 記名押印を欠く入札
(5) 金額を訂正した入札で、その訂正について押印のない入札
(6) 入札件名、入札金額の記載のない入札、誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
(7) 明らかに連合によると認められる入札
(8) 同一入札者による複数の入札
(9) その他入札に関する条件に違反した入札
(10) 条件が付されている入札

1 2. 入札執行(入札会)手順等

(1) 入札会の手順

1) 入札会参加者の確認

機構の入札事務担当者が入札会出席者名簿を回付し、各出席者へ署名を求め、入札会出席者の確認をします。入札に参加できる者は各社1名とし、これ以外の者は入札場所に立ち入ることはできません。

2) 入札会参加資格の確認

各出席者から委任状(代表権を有する者が参加の場合は不要)を受理し、入札事務担当者が参加者の入札会参加資格を確認します。

3) 入札書の投入

各参加者は、入札書を封入のうえ、入札箱へ投入します。

4) 開札及び入札書の内容確認

入札事務担当者が、投入された入札書の記載内容を確認します。

5) 入札金額の発表

入札事務担当者が各応札者の入札金額を低い順番から読み上げます。

6) 予定価格の開封及び入札書との照合

入札執行者が予定価格を開封し、入札金額と照合します。

7) 落札者の発表等

予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。ただし、入札金額が著しく低い等、当該応札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その次に価格の低い者を落札者とします。

入札執行者が「落札」、または、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は「不調」を発表します。

8) 再度入札（再入札）

「不調」の場合には再入札を行います。再入札を2回（つまり合計3回）まで行っても落札者がいないときは、入札を打ち切ります。再入札を行う際は、入札会出席者の希望に基づき、休憩を挟む場合があります。

- (2) 「不調」の結果に伴い、入札会開催中に再入札を辞退する場合は、次のように入札書金額欄に「入札金額」の代わりに「辞退」と記載し、入札箱に投函してください。

金			辞				退			円
---	--	--	---	--	--	--	---	--	--	---

(3) 入札者の失格

入札会において、入札執行者による入札の執行を妨害した者、その他入札執行者の指示に従わなかった者は失格とします。

- (4) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、抽選により落札者を決定します。

(5) 不落随契

入札が成立しなかった場合、随意契約の交渉に応じて頂く場合があります。

(6) 落札者と宣言された者の失格

入札会において落札者と宣言された者について、入札会の後に、以下の条件に当てはまると判断された場合は、当該落札者を失格とし、改めて落札者を確定します。

- 1) その者が提出した入札書に不備が発見され、11.に基づき「無効」と判断された場合
- 2) 入札金額が著しく低い等、当該応札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められる場合

13. 入札金額内訳書の提出、契約書作成及び締結

- (1) 落札者からは、入札金額の内訳書（社印不要）の提出を頂きます。
- (2) 「第4 契約書（案）」に基づき、速やかに契約書を作成し、締結するものとし

ます。契約保証金は免除します。

- (3) 契約条件、条文については、「第4 契約書(案)」を参照してください。なお契約書(案)の文言に質問等がある場合は、「8. 入札説明書に対する質問」の際に併せて照会してください。

14. 情報の公開について

本競争の結果及び競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイトに契約関連情報(契約の相手方、契約金額等)を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

競争への参加及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

- (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- a) 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
b) 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

- a) 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
b) 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
c) 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
d) 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

- (2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

15. その他

- (1) 機構が配布・貸与した資料・提供した情報(口頭によるものを含む)は、本件業務の見積書を作成するためのみに使用することとし、複写または他の目的のために転用等使用しないでください。
(2) 競争参加資格がないと認められた者、または入札会で落札に至らなかった者はその理由について、前者についてはその通知日から2週間以内、後者については入札執行日から2週間以内に説明を求めることができますので、ご要望があれば

「4. (1) 書類等の提出先」までご連絡願います。

(3) 辞退理由書

当機構では、競争参加資格有の確認通知を受けた後に入札を辞退される者に対し、辞退理由書の提出をお願いしております。

辞退理由書は、当機構が公的機関として競争性の向上や業務の質の改善につなげていくために、内部資料として活用させていただくものです。つきましては、ご多忙とは存じますが、ご協力の程お願い申し上げます。

なお、内容につきまして、個別に照会させて戴くこともありますので、予めご了承ください。また、本辞退理由書にお答えいただくことによる不利益等は一切ありません。本辞退理由書は今後の契約の改善に役立てることを目的としているもので、その目的以外には使用いたしませんので、忌憚のないご意見をお聞かせいただければ幸いです。辞退理由書の様式は、様式集のとおりです。

以上

第2 業務仕様書

この業務仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）が実施する「JICA 関西 体育館天井改修工事に係る監理業務」（以下「本業務」という。）に関する業務の内容を示すものである。本業務の受注者（以下「受注者」という。）は、本業務仕様書に基づき業務を実施する。

なお、本業務仕様書に記載されていない事項は「建築工事監理業務委託共通仕様書」の最新版及び「独立行政法人 国際協力機構 (JICA) 建物等 設計・工事監理業務委託実施要領」（以下「実施要領」という。）（別添 1）を適用する。

本業務仕様書に記載された特記事項については、■印の付いたものを適用する。

1. 業務名称

JICA 関西 体育館天井改修工事に係る監理業務

2. 業務の実施期間（予定）

2021 年 3 月中旬から 2021 年 3 月下旬まで

（注）本公示は、令和 2 年度第 3 次補正予算の成立を前提としています。

また併せて、日本政府による当該予算の繰越承認を前提としています。繰越承認がなされた場合は、履行期間を 2021 年 3 月中旬から 2022 年 1 月下旬までとします。

3. 施設概要

- (1) 対象建物 独立行政法人国際協力機構関西センター
- (2) 工事場所 兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通 1 丁目 5-2
- (3) 敷地面積 5,800.00 m²
- (4) 計画範囲 建築工事（天井仕上げ、下地撤去、脱落対策新耐震天井新設）
機械設備工事（既設機械設備取外し、空調ダクトの耐震補強、
スプリンクラー設備の耐震補強）
電気設備工事（照明器具撤去、その他電気設備取外し、
照明器具新設、スピーカー・感知器等耐震補強）

表 建物概要

棟名	管理・研修・宿泊棟
竣工年	2001
建築面積m ²	2,683.77
延床面積m ²	9,668.22
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）
規模	地上 13 階

4. 工事概要

(1) 工事件名

JICA 関西 体育館天井改修工事

(2) 工期 (予定)

2021 年 3 月中旬から 2021 年 3 月下旬

(注) 本公示は、令和 2 年度第 3 次補正予算の成立を前提としています。また併せて、日本政府による当該予算の繰越承認を前提としています。繰越承認がなされた場合は、工期を 2021 年 3 月中旬から 2022 年 1 月下旬までとします。

(3) 工事内容

当センターの 2 階体育館兼講堂は床面積 540 m²、天井高さ 6.7m であり、当該天井は平成 26 年 4 月改正による「建築基準法施工令第 39 条(屋根葺き材等の緊結)第 3 項」に追加された特定天井に該当する。特定天井については脱落対策、天井下地補強、附属する設備の耐震補強等が求められており、当センターの施設・設備は既存不適格であり脱落等の対策工事を行う。

各棟の主な工事項目 ※詳細は「体育館天井改修図面」(別添 2)を参照。

5. 業務仕様

(1) 基本設計業務

発注者の要望、現行システム、設備機器の状況、搬入・搬出経路、工事実施可能期間等をヒアリング及び現地調査等により正確に把握し、工事予算、工期、施設運用上の制約を整理し、ランニングコスト等の中長期的な視点も踏まえ設計方針を決定する。

□1. 条件整理

※条件整理に際して、現地調査(目視及び手の届く範囲での打診等)を実施し、現状を十分に把握すること。

□2. 設計条件の変更等の場合の協議

□3. 法令上の諸条件の調査

□4. 建築確認申請に係る関係機関との打合せ(必要に応じて)

□5. 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ

□6. 総合検討

□7. 基本設計方針の策定及び建築主への説明

□8. 基本設計図書の作成

□9. 概略工程表の作成(予め限定された工事期間と区分がある場合は反映する)

□10. 概算工事費の検討

□11. 基本設計内容の建築主への説明等

(2) アスベスト含有分析調査業務

□1. 机上調査

※工事対象範囲において、サンプリング調査が必要とされる部位の特定を行い、発注者と協議の上、分析箇所数を決定する。

□2. サンプリング調査

※石綿障害予防規則に基づき、アスベストの含有が疑われる部位についてサンプリング調査を実施し、含有の有無を明確にした上、その結果により法令に基づき撤去及び撤去材の処理方法について設計図書（特記仕様書等）に明記する。

【試料採取による分析箇所数（想定）】

□吹付材 . . . () 試料

□保温材 . . . () 試料

□成形版 . . . () 試料

(3) 実施設計業務

□1. 建築主の要求等の確認

□2. 設計条件の変更等の場合の協議

□3. 法令上の諸条件の調査

□4. 建築確認申請に係る関係機関との打合せ

□5. 総合検討

□6. 実施設計のための基本事項の確定

□7. 実施設計方針の策定及び建築主への説明

□8. 実施設計図書の作成

□9. 建築確認申請図書の作成（必要に応じて）

□10. 概略工程表の作成（予め限定された工事期間と区分がある場合は反映する）

□11. 積算数量調書の作成（工事発注範囲が変更になった場合にはその旨反映する）

□12. 工事費内訳明細書の作成（工事発注範囲が変更になった場合にはその旨反映する）

□13. 実施設計内容の建築主への説明等

(4) 発注支援業務

□1. 工事入札に係る現場説明会への立会（発注者側として同席し技術的観点からの説明を行う）

□2. 質問回答書案作成（入札説明書及び現場説明会における説明事項に対して入札参予定者から提出された質問書に対し、技術的観点から回答書案を作成する）

□3. 低入札価格調書実施支援（発注者が定める調査基準価格を下回る入札がな

された場合、当該入札によって契約内容に適合した履行がなされるかについて、入札者に対する必要な項目の調査を技術的観点から行う)

- 4. その他入札会への技術的支援等
- 5. 工事施工者の選定及び契約方式の決定支援（工事施工者が提出した工事費内訳明細書の内容をチェックすることで、適正価格であるかを精査する）

(5) 設計意図を施工請負者に正確に伝えるための業務（工事施工段階で実施）

- 1. 設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明等
- 2. 工事材料、設備機器等の選定に関する設計意図の観点からの検討、助言等

(6) 監理業務

I. 工事監理に関する業務

- 1. 工事監理方針の説明
- 2. 工事監理方法の変更の場合の協議
- 3. 設計図書の内容の把握
- 4. 質疑書の検討
- 5. 施工図等の検討及び報告
- 6. 工事材料、設備機器等の検討及び報告
- 7. 工事と設計図書との照合及び確認
- 8. 工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等
- 9. 工事監理報告書等の提出

II. 工事監理に関するその他の業務

- 1. 請負代金内訳書の検討及び報告
- 2. 工程表の検討及び報告
- 3. 設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告
- 4. 工事と工事請負契約との照合、確認、報告等
- 5. 工事請負契約の目的物の引渡しの立合い
- 6. 関係機関の検査の立合い等
- 7. 工事期間中の工事費支払い請求の審査（必要に応じて）
- 8. 最終支払い請求の審査

III. 工事監理に関する追加業務

■1. 設計変更に関する業務

発注者及び工事受注者等からの要望に伴い設計を変更する必要がある場合は、以下を実施する。

- ① 関連する契約（設計、工事等）の変更に必要な資料を作成する。
- ② 上記①に基づき、工事受注者から提出される工事金額について、変更内容に適合しているかどうかを技術的に確認する。適合していない箇所がある場合は、工事受注者に対して修正を指示する。なお、契約当初の工

事請負契約額の範囲内で、変更工事が実施できるかできないかを併せて検討し、その結果を発注者に報告する。

- ③ 上記①及び②について、発注者に対して説明及び報告する。
- ④ 設計変更に伴い、関係機関への手続きが発生する場合は、受注者が提出書類等の必要書類を作成し、説明、手続きを行う。

□2. 関連工事との調整、検討

■3. 完成図の確認、報告

■4. 総合定例会議への出席、会議進行、報告

6. 業務の実施

(1) 業務計画書

1. 受注者は、契約書に従い業務計画書を提出する。
2. 業務計画書には、次の事項を記載する。
 - a. 業務概要等
 - b. 業務方針（業務計画書の適用範囲・適用法令・適用基準類を含む）
内容については、事前に工事担当職員の承諾を得る。
 - c. 業務工程計画（工程表、運営体制を含む）
計画にあたっては、受注者と十分な打合せを行ったうえで内容を定める。
また、各業務工程の完了時期を明記すること。
 - d. 業務体制
 - ・ 全体体制図
 - ・ 管理技術者の資格証明書の写し
 - ・ 主任技術者の資格証明書の写し
 - ・ 担当技術者の資格証明書の写し
 - ・ 再委託先がある場合、その名称・代表者名、所在地、分担業務等
3. 受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえで、その都度工事担当職員に変更業務計画書を提出する。
4. 工事担当職員が指示した事項については、受注者は更に詳細な業務計画書を提出する。

(2) 留意事項

- ・ 業務工程表に基づき業務を実施し、各業務工程の完了は発注者の承認を得ること。また、業務工程を変更する場合は、修正した業務工程表を提出し、発注者の承認を得ること。

7. 貸与品

■竣工図【建築、電気、機械】(PDF)

■現況図（2019年3月作成）【配置図、建築平面、立面図】(PDF 及び DWG)

■アスベスト台帳（2019年3月作成）

8. 管理技術者（業務責任者）の配置と資格

管理技術者は1名を配置し非常駐とする。なお、資格要件は次による。

■建築士法による一級建築士

□建築士法による建築設備士または一級建築士

9. 主任技術者の配置と資格

主任技術者の資格要件は次による。

■建築担当（建築士法による一級建築士）

■電気担当（建築士法による建築設備士または一級建築士）

■機械担当（建築士法による建築設備士または一級建築士）

10. 担当技術者の配置と資格

担当技術者の資格要件は次による。なお、主任技術者は担当技術者を兼務してもよい。

■建築担当

■電気担当

■機械担当

11. 成果物

(1) 設計業務完了時

①基本設計業務

□設計業務報告書（1）部

□基本設計書（1）部

□設計図面（1）部

□概略工程表（1）部

□工事費概算書（1）部

□技術資料等【 】（1）部

②アスベスト含有分析調査業務

□調査計画書（1）部

□分析結果報告書（1）部

③実施設計業務

□設計図書（特記仕様書、実施設計図、計算書等）

白図製本【見開きA3版】（1）部

電子データ（CD-R）1枚（PDF及びDWG形式）

□概略工事工程表【A3版】（1）部

□積算数量調書【A4版】（1）部

- 電子データ【CD-R】（１）枚（PDF もしくは EXCEL 形式）
- 工事費内訳明細書【A4 版】（１）部
 - 見積書、見積比較検討資料、採用単価表を含む
 - 電子データ【CD-R】（１）枚（PDF もしくは EXCEL 形式）
- 発注者及び関係機関との打合わせ議事録（１）部
 - 設計業務期間中全てを対象とする。

（２） 発注支援業務完了時

- 発注支援業務報告書【A4 版】（１）部
 - 発注支援業務報告書には 5. (4) 発注支援業務の項目について記載する。
- 発注者及び関係機関との打合わせ議事録（１）部

（３） 設計意図を施工請負者に正確に伝えるための業務完了時

- 設計意図伝達資料（１）部
- 発注者及び関係機関との打合わせ議事録（１）部

（４） 工事監理業務完了時

- 工事監理報告書【A4 版】（１）部
 - 工事監理報告書(日報・月報)を作成し提出する。
 - 当該月の報告書を翌月に、工事請負者が作成する工事報告書と併せて提出する。なお、工事監理報告書には以下の項目を記載する。
 - i) 工事監理作業の報告
 - 工事の進捗、打ち合わせ記録簿、各種会議開催状況、各種届出書、設計変更事項、場内立会い検査を含む
 - ii) 機器承諾図の進捗管理
 - iii) 施工図の進捗管理
 - iv) 施工計画書の進捗管理

以上

別添 1：独立行政法人国際協力機構(JICA)建物等 設計・工事監理業務委託実施要領

別添 2：体育館天井改修図面

別添 3：工事工程表(参考)

第3 経費に係る留意点

1. 経費の積算に係る留意点

経費の積算に当たっては、業務仕様書に規定されている業務の内容を十分理解したうえで、必要な経費を積算してください。積算を行う上での留意点は以下のとおりです。

なお、落札者には「第1 入札手続き」の13.のとおり入札金額内訳書の提出を求めますので、業務内容を踏まえた費用内訳と適切な単価等の設定をお願いいたします。

(1) 経費の費目構成

当該業務の実施における経費の費目構成は、以下のとおりです。

ア. 業務の対価（報酬）

イ. 直接経費

当該業務の実施にあたって支出が想定される直接経費は、
「直接人件費」
「諸経費」
「技術経費」です。

(2) 消費税課税

「第1 入札手続き」の10.のとおり、課税事業者、免税事業者を問わず、入札書には消費税等を除いた金額を記載願います。価格の競争は、この消費税を除いた金額で行います。なお、課税事業者については、入札金額の全体に消費税等を加算した額が最終的な契約金額となります。

2. 請求金額の確定の方法

経費の確定及び支払いについては、以下を想定しています。

業務の完了や成果物等の検査の結果合格した場合、発注者は受注者からの請求に基づき、契約書に定められた額を支払う。

3. その他留意事項

受注者の責によらない止むを得ない理由で、業務量を増加する場合には、機構と協議の上、両者が妥当と判断する場合に、契約変更を行うことができます。受注者は、このような事態が起きた時点で速やかに担当事業部と相談して下さい。

以上

第4 契約書（案）

建築工事監理業務委託契約書（案）

- 1 委託業務の名称 JICA 関西体育館天井改修工事に係る監理業務
- 2 履行期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 業務委託料 ●●●●●●円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税額）
- 4 契約保証金 免除
- 5 建築士法第22条の3の3に定める記載事項 別紙のとおり

上記の委託業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

2021年 ●月 ●日

発注者 兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通1-5-2
独立行政法人国際協力機構 関西センター
契約担当役 所長 佐藤 恭仁彦 印

受注者 住所
会社名
氏名 印

(総 則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ）に基づき、工事監理業務委託仕様書（別冊の仕様書、現場説明書及びこれらの図書に係る質問回答書並びに現場説明に対する質問回答書をいう。以下「工事監理仕様書」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び工事監理仕様書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、発注者は、その業務委託料を支払うものとする。
- 3 発注者は、その意図する業務を完了させるため、業務に関する指示を受注者又は第9条に定める受注者の管理技術者に対して行うことができる。この場合において、受注者又は受注者の管理技術者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。
- 4 受注者は、この契約書若しくは工事監理仕様書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 5 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 6 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 7 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、工事監理仕様書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 8 この契約書及び工事監理仕様書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 10 この契約に係る訴訟の提起又は調停（第48条の規定に基づき、発注者と受注者との協議の上選任される調停人が行うものを除く。）の申立てについては、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。
- 11 受注者が設計共同体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を設計共同体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該共同体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(指示等及び協議の書面主義)

- 第2条 この契約書に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び

受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。

- 3 発注者及び受注者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(業務計画書の提出)

第3条 受注者は、この契約締結後14日以内に工事監理仕様書に基づいて業務計画書を作成し、発注者に提出しなければならない。

- 2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の業務計画書を受領した日から7日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。
- 3 この契約書の他の条項の規定により履行期間又は工事監理仕様書が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して業務計画書の再提出を請求することができる。この場合において、第1項中「この契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、前2項の規定を準用する。
- 4 業務計画書は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(契約の保証)

第4条 (削除)

(権利義務の譲渡等)

第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 受注者は、業務を行う上で得られた記録等を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(秘密の保持)

第6条 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 2 受注者は、発注者の承諾なく、この契約を履行する上で得られた設計図書等(業務を行う上で得られた記録等を含む。)を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

(一括再委託等の禁止)

第7条 受注者は、業務の全部を一括して、又は工事監理仕様書において指定した部分を第三者に委任してはならない。

- 2 受注者は、業務の一部を第三者に委任しようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が工事監理仕様書において指定した軽微な部分を委任しようとするときは、この限りでない。
- 3 発注者は、受注者に対して、業務の一部を委任した者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(調査職員)

第8条 発注者は、調査職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。調査職員を変更したときも、同様とする。

- 2 調査職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて調査職員に委任したもののほか、工事監理仕様書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

- (1) 発注者の意図する業務を完了させるための受注者又は受注者の管理技術者に対する業務に関する指示
- (2) この契約書及び工事監理仕様書の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
- (3) この契約の履行に関する受注者又は受注者の管理技術者との協議
- (4) 業務の進捗の確認、工事監理仕様書の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の調査

- 3 発注者は、2名以上の調査職員を置き、前項の権限を分担させたときにあつてはそれぞれの調査職員の有する権限の内容を、調査職員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあつては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

- 4 第2項の規定に基づく調査職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

- 5 この契約書に定める書面の提出は、工事監理仕様書に定めるものを除き、調査職員を経由して行うものとする。この場合においては、調査職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(管理技術者)

第9条 受注者は、業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。管理技術者を変更したときも、同様とする。

- 2 管理技術者は、設計業務の技術上の管理技術者と同一の者であつてはならない。

- 3 管理技術者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、業務委託料の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求及び受領、次条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知、同条第3項の請求、同条第4項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権

限を行使することができる。

- 4 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを管理技術者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

(管理技術者等に対する措置請求)

第 10 条 発注者は、管理技術者又は受注者の使用人若しくは第 7 条第 2 項の規定により受注者から業務を委任された者がその業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から 10 日以内に発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、調査職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から 10 日以内に受注者に通知しなければならない。

(履行報告)

第 11 条 受注者は、工事監理仕様書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(貸与品等)

第 12 条 発注者が受注者に貸与し、又は支給する図面その他業務に必要な物品等(以下「貸与品等」という。)の品名、数量等、引渡場所及び引渡時期は、工事監理仕様書に定めるところによる。

- 2 受注者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から 7 日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 3 受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 4 受注者は、工事監理仕様書に定めるところにより、業務の完了、工事監理仕様書の変更等によって不用となった貸与品等を発注者に返還しなければならない。
- 5 受注者は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

(工事監理仕様書と業務内容が一致しない場合の履行責任)

第13条 受注者は、業務の内容が工事監理仕様書又は発注者の指示若しくは発注者と受注者との協議の内容に適合しない場合において、調査職員がその履行を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(条件変更等)

第14条 受注者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 仕様書、現場説明書及びこれらの図書に係る質問回答書並びに現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
 - (2) 工事監理仕様書に誤謬又は脱漏があること。
 - (3) 工事監理仕様書の表示が明確でないこと。
 - (4) 履行上の制約等工事監理仕様書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。
 - (5) 工事監理仕様書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、工事監理仕様書の訂正又は変更を行わなければならない。
- 5 前項の規定により工事監理仕様書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工事監理仕様書等の変更)

第15条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事監理仕様書又は業務に関する指示（以下この条及び第17条において「工事監理

仕様書等」という。)の変更内容を受注者に通知して、工事監理仕様書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

第16条 発注者は、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

2 発注者は、前項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務に係る受注者の提案)

第17条 受注者は、工事監理仕様書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき工事監理仕様書等の変更を提案することができる。

2 発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、工事監理仕様書等の変更を受注者に通知するものとする。

3 発注者は、前項の規定により工事監理仕様書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は業務委託料を変更しなければならない。

(適正な履行期間の設定)

第18条 発注者は、履行期間の延長又は短縮を行うときは、この業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう考慮しなければならない。

(受注者の請求による履行期間の延長)

第19条 受注者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、業務委託料について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による履行期間の短縮等)

第20条 発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行

期間の短縮変更を受注者に請求することができる。

- 2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは、業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更方法)

第 21 条 履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日（第 19 条の場合にあっては、発注者が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が履行期間の変更の請求を受けた日）から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(業務委託料の変更方法等)

第 22 条 業務委託料の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が業務委託料の変更事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(一般的損害)

第 23 条 業務の完了の前に、業務を行うにつき生じた損害（次条第 1 項又は第 2 項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（工事監理仕様書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第 24 条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項の規定する賠償額（工事監理仕様書に定めると

ころにより付された保険によりてん補された部分を除く。)のうち、発注者の指示、貸与品等の性状その他発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示又は貸与品等が不適當であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

- 3 前2項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(業務委託料の変更に代える工事監理仕様書の変更)

第25条 発注者は、第13条から第17条まで、第19条、第20条、第23条又は第32条の規定により業務委託料を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、業務委託料の増額又は負担額の全部又は一部に代えて工事監理仕様書を変更することができる。この場合において、工事監理仕様書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が同項の業務委託料を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第26条 受注者は、業務を完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員(以下「検査職員」という。)は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受注者の立会いの上、工事監理仕様書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 発注者は、前項の検査によって業務の完了を確認した後、受注者が業務報告書の引渡しを申し出たときは、直ちに当該業務報告書の引渡しを受けなければならない。
- 4 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該業務報告書の引渡しを業務委託料の支払いの完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 5 受注者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに履行して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、履行の完了を業務の完了とみなして前各項の規定を準用する。

(業務委託料の支払い)

第27条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、業務委託料の支払いを請

求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 30 日以内に業務委託料を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第 2 項の期間内に検査を完了しないときは、その期限を経過した日から検査を完了した日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（部分払）

第 28 条 （削除）

（国庫債務負担行為に係る契約の特則）

第 29 条 （削除）

（国債に係る契約の部分払の特則）

第 30 条 （削除）

（第三者による代理受領）

- 第 31 条 受注者は、発注者の承諾を得て業務委託料の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。
- 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第 27 条又は第 28 条の規定に基づく支払いをしなければならない。

（部分払金の不払いに対する受注者の業務中止）

第 32 条 （削除）

（債務不履行に対する受注者の責任）

- 第 33 条 受注者がこの契約に違反した場合、その効果がこの契約に定められているもののほか、発注者は、受注者に対して相当の期間を定めて履行を請求し、又は履行の請求とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、損害賠償については、当該債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。
- 2 前項において受注者が負うべき責任は、第 26 条第 2 項又は第 28 条第 3 項の規定による検査に合格したことをもって免れるものではない。
 - 3 第 1 項の規定による履行又は損害賠償の請求は、第 26 条第 3 項又は第 4 項の規定により工事監理業務が完了した日から本件建築物の工事完成後 2 年以内に行わなければならない。ただし、その違反が受注者の故意又は重大な過失により生じ

た場合は、当該請求をできる期間は、工事監理業務完了の日から 10 年とする。

- 4 発注者は、工事監理業務の完了の際に受注者のこの契約に関して違反があることを知ったときは、第 1 項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該履行の請求又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、受注者がその違反があることを知っていたときは、この限りでない。
- 5 第 1 項の規定は、受注者の契約違反が工事監理仕様書の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(発注者の任意解除権)

第 34 条 発注者は、業務が完了するまでの間は、次条又は第 36 条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第 35 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) 履行期間内に完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) 管理技術者を配置しなかったとき。
- (4) 正当な理由なく、第 33 条第 1 項の履行がなされないとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第 36 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第 5 条第 1 項の規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。
- (2) この契約の業務を完了させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 受注者がこの契約の業務の完了の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履

行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。
- (8) 第38条又は第39条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (9) 受注者（受注者が設計共同体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建築工事監理業務の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。
 - ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第37条 第35条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第 38 条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第 39 条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第 15 条の規定により工事監理仕様書を変更したため業務委託料が 3 分の 2 以上減少したとき。

(2) 第 16 条の規定による業務の中止期間が履行期間の 10 分の 5 (履行期間の 10 分の 5 が 6 月を超えるとときは、6 月) を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後 3 月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第 40 条 第 38 条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除の効果)

第 41 条 この契約が解除された場合には、第 1 条第 2 項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。

2 前項の規定にかかわらず、出来高部分がある場合において、発注者は、出来高部分に係る確認後、出来高部分に相応する業務委託料相当額から既に部分払の対象となった業務委託料相当額を控除した額を受注者に支払わなければならない。なお、出来高部分に相応する業務委託料相当額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(解除に伴う措置)

第 42 条 受注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

2 前項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第 35 条、第 36 条又は次条第 3 項によるときは発注者が定め、第 34 条、第 38 条又は第 39 条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定め

るものとし、前項後段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

- 3 業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

(発注者の損害賠償請求等)

第 43 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 履行期間内に業務を完了することができないとき。
 - (2) 債務不履行があるとき。
 - (3) 第 35 条又は第 36 条の規定により、業務の完了後にこの契約が解除されたとき。
 - (4) 前 3 号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、業務委託料の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第 35 条又は第 36 条の規定により業務の完了前にこの契約が解除されたとき。
 - (2) 業務の完了前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第 1 項各号又は第 2 項各号に定める場合（前項の規定により第 2 項第二号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らし受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第 1 項及び第 2 項の規定は適用しない。
- 5 第 1 項第 1 号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料から既に部分払の対象となった業務委託料相当額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年 2.6 パーセントの割合で計算した額とする。
- 6 第 2 項の場合（第 36 条第 8 号及び第 10 号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第 4 条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わ

る担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第 44 条 受注者（設計共同体にあっては、その構成員）が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、業務委託料（この契約締結後、業務委託料の変更があった場合には、変更後の業務委託料）の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。）。

(2) 納付命令又は独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に人札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年 2.6 パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(受注者の損害賠償請求等)

第 45 条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第 38 条又は第 39 条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第 27 条第 2 項の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年 2.6 パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(保険)

第 46 条 受注者は、工事監理仕様書に基づき保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

(賠償金等の徴収)

第 47 条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額を発注者の指定する期間を経過した日から業務委託料支払いの日まで年 2.6 パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年 2.6 パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(紛争の解決)

第 48 条 この契約書の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、契約書記載の調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、発注者と受注者とが協議して特別の定めをしたものを除き、発注者と受注者とがそれぞれ負担する。

2 前項の規定にかかわらず、管理技術者の業務の実施に関する紛争、受注者の使用人又は受注者から業務を委任され、又は請け負った者の業務の実施に関する紛争及び調査職員の職務の執行に関する紛争については、第 10 条第 2 項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第 4 項の規定により発注者が決定を行った後又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第 2 項若しくは第 4 項の期

間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、第1項のあっせん又は調停の手続を請求することができない。

(情報通信の技術を利用する方法)

第49条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている指示等は、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(契約外の事項)

第50条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

(別紙)

建築士法第 22 条の 3 の 3 に定める記載事項

対象となる建築物の概要	
業務の種類、内容及び方法	

工事と設計図書との照合の方法及び工事監理の実施の状況に関する報告の方法	
-------------------------------------	--

工事監理に従事することとなる建築士・建築設備士	
【氏名】:	
【資格】:() 建築士	【登録番号】:
【氏名】:	
【資格】:() 建築士	【登録番号】:
(建築設備の工事監理に関し意見を聴く者)	
【氏ネ】:	
【資格】:() 設備士	【登録番号】:
() 建築士	

※従事することとなる建築士が構造設計及び設備設計兼建築士である場合にはその旨記載する。

建築士事務所の名称	
建築士事務所の所在地	
区分(一級、二級、木造)	() 建築士事務所
開設者氏名	(法人の場合は開設者の名称及び代表者指名)

第4 様式集

(添付様式)

- 様式 1 競争参加資格確認申請書
- 様式 2 委任状
- 様式 3 の 1 入札書（代表権を有する者が出席の場合）
- 様式 3 の 2 入札書（代理人を立てる場合）
- 様式 4 機密保持誓約書

必要な場合は

https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op_tend_p_rice.html の該当欄からダウンロードしてください。

(様式1)

競争参加資格確認申請書

2021年 月 日

独立行政法人国際協力機構
関西センター 所長 殿

住所
商号／名称
代表者役職・氏名 (印)
(担当者氏名)
(電話： FAX：)
(E-mail：)

2021年1月15日付で公告のありました「JICA 関西 体育館天井改修工事に係る監理業務」への参加を希望します。

つきましては、当社の必要な競争参加資格について確認されたく、申請します。

添付資料：近畿地方整備局の平成31・32年度「測量・建設コンサルタント等業務競争参加資格」のうち業種区分「建築関係建設コンサルタント業務」の資格審査通知書（写）

以上

(様式2)

委任状

2021年 月 日

独立行政法人国際協力機構
関西センター 所長 殿

住所
商号／名称
代表者役職・氏名

⑩

私は、【例：弊社社員】 【代理人氏名】 ⑩ を代理人と定め、下記の事項を委任します。

委任事項

1. 「JICA 関西 体育館天井改修工事に係る監理業務」について、2021年3月5日に行われる貴機構の入札会への立会いと再入札に関する一切の権限
2. その他上記に関する一切の権限

以上

(様式3の1)

入 札 書

2021年 3月 5日

独立行政法人国際協力機構
関西センター 所長 殿

住所
商号／名称
代表者役職・氏名

⑩

JICA 関西 体育館天井改修工事に係る監理業務

標記の件について入札公告及び入札説明書に記載されている全ての事項を了承の
うえ、一括下記のとおり入札いたします。

金											円
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

- * 入札金額は消費税及び地方消費税の額を除いた金額としてください。契約金額は、入札金額に消費税及び地方消費税の額（入札金額×10%）を加算した額とします。
- * 金額は円単位としてください。

以 上

(様式3の2)

入札書
(代理人を立てる場合)

2021年 3月 5日

独立行政法人国際協力機構
関西センター 所長 殿

住所
商号／名称
代表者役職・氏名
代理人氏名

印

JICA 関西 体育館天井改修工事に係る監理業務

標記の件について入札公告及び入札説明書に記載されている全ての事項を了承の
うえ、一括下記のとおり入札いたします。

金										円
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

- * 入札金額は消費税及び地方消費税の額を除いた金額としてください。契約金額は、入札金額に消費税及び地方消費税の額（入札金額×10%）を加算した額とします。
- * 金額は円単位としてください。

以上

機密保持誓約書

独立行政法人国際協力機構
関西センター 所長 殿

2021年 月 日

住所

商号/名称

代表者役職・氏名

印

当社は、「JICA 関西 体育館天井改修工事に係る監理業務」の調達（以下「本調達」という。）に関して、以下の各事項を遵守することを誓約します。

1. 本誓約における「機密情報」とは、文書、電磁的記録、電子メール、口頭、視覚的手段その他の方法、記録媒体のいかんを問わず、独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）が当社に対して開示し、かつ、開示の際に秘密である旨を明示した情報をいう。
2. 当社は、機密情報を本調達の目的にのみ使用するものとし、本調達の目的以外には使用しないものとする。
3. 当社は、機密情報が含まれる書面その他の記録媒体を他の資料、物品等と明確に区別し、善良な管理者の注意をもって保管することとし、機密情報を本調達のために知ることが必要な当社の役員、従業員に対してのみに開示するものとし、開示にあたっては、本誓約の内容を遵守させるものとする。
4. 当社は、JICA の書面による事前承諾なくして機密情報を第三者に開示しないものとする。
5. 当社は、4項の定めにもかかわらず、法令、裁判所、行政機関その他の法令に基づいて開示を要求する正当な権限を有している者から機密情報の開示を求められたときは、JICA に事前に通知した上で、機密情報を開示することができるものとする。
6. 当社は、本調達に当たって第三者に機密情報を開示、閲覧等させる必要がある場合は、機密情報を開示する第三者に対して、開示する情報が機密情報である旨を告げ、本誓約と同程度の機密保持義務を遵守させるものとし、第三者が誓約した機密保持誓約書の写しを JICA へ提出するものとする。
7. 当社は、機密情報を第三者に開示する場合は、JICA とも協議し、必要に応じて一部マスキングを施した上で開示するなどの対応をすることとする。
8. 当社は、本調達にかかる業務が終了し又は JICA から要求された場合には、当社又は6項で定める第三者が保持する機密情報を速やかに JICA に返却し又は破棄するものとする。
9. 当社は、当社又は6項で定める第三者が本誓約に違反したことに起因又は関連して、JICA が損害又は費用（弁護士費用を含みます。）を被った場合、JICA に対し、これを全て賠償するものとする。

以上